

第 2 9 号議案

東京都台東区松が谷福社会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区松が谷福祉会館条例の一部を改正する条例

東京都台東区松が谷福祉会館条例（昭和50年7月台東区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第2号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同条第3号中「第77条第1項第4号」を「第77条第1項第9号」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。